別添

規則等の名称	徳島県立産業観光交流センター管理規則の一部を改正する規則
根拠法令	徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成５年徳島県条例第４号）
趣旨	徳島県立産業観光交流センターの施設等について利用者の利便性の向上及び計画的な利用の促進を図るため、当該施設等の利用の許可の申請手続等について所要の改正を行うとともに、徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う等のものである。
概要	１　多目的ホール等の利用の許可の申請の時期及び方法を改めることとした。 ２　多目的ホール等及び貸切利用による場合以外の駐車場の使用料の徴収の時期及び方法を改めることとした。 ３　白布の使用料の額を改めることとした。 ４　音響反射板等の使用料を廃止することとした。 ５　その他所要の整理を行うこととした。
施行日	徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和８年徳島県条例第２７号）の施行の日から施行する。ただし、第３条及び第４条の改正規定、第６条第３項の改正規定（同項を同条第２項とする部分を除く。）並びに附則第３項の規定は、令和９年１月１日から施行する。
県民意見等を募集しなかった理由	１　納付すべき金銭について定める条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則等である（徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定により、駐車場の使用料に関する規定が設けられたことに伴い、当該使用料の徴収方法その他同条例の施行に関し必要な事項を定める規則であるため。）。 ２　規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である（徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定により、多目的ホールの供用時間が一部変更されたことに伴い、同ホールで使用する用具の利用時間の単位について、当然必要とされる規定の整理であるため。）。
その他参考事項	